

「生活困窮者自立支援制度」とは

生活困窮者自立支援制度は、お金の問題だけでなく、健康や仕事、人間関係などさまざまな理由により困っている方の支援を行うものです。生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を目指し実施されています。

①生活困窮者の自立と尊厳の保持

本人の意欲や自己決定を基本に、本人の状態に応じた寄り添い型の支援を行います。

②生活困窮者支援を通じた地域づくり

住民相互に支え合える地域づくりを推進します。不足する資源の開発・創造を行います。

【相談の事例】

- 年金が振り込まれるまでに現金を使い果たしてしまった家庭への支援
 - 失業や派遣止めになった方の就労の支援、住居の確保支援
 - 長年引きこもりの状況にある方への相談支援
 - 収入はあるが債務返済で生活が苦しくなった方への相談支援
- …などなど

※市の委託事業です



まずはご相談ください!!

(0896)

☎28-6101

社会福祉法人
四国中央市社会福祉協議会

四国中央市
生活相談支援センター

〒799-0404

四国中央市三島宮川4-6-55 福祉会館1階

開所日時

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・12/29～翌1/3を除く)

Eメールアドレス: seikatu-soudan@sikochu.jp



相談無料・秘密厳守

生活の不安や
心配ごとなど
ひとりで悩まず
ご相談ください



四国中央市
生活相談支援センター